

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和 5 年 6 月 6 日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子  
委員 山本 欽久  
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也  
委員 瀬崎 伸一  
委員 尾崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼  
議事総務係長 平山 智博

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議事に入る前に確認をいたしたいと思います。

副議長の当委員会への出席を求めることについてであります。

副議長は、議長に事故があるときには、その職務を代行することになっております。このため、副議長に任期在職中は当委員会に委員外議員として出席を求めることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ご異議なしと認め、副議長に任期在職中は当委員会の委員外議員として出席を求めることに決定いたしました。

なお、委員外議員には表決権がありません。また、発言についても委員長の許可なしにはできませんので、ご承知願います。

副議長に申し上げます。当委員会に委員外議員として出席いただきますが、表決権はありません。また、委員長の許可なしでは発言できませんので、ご承知お願います。

これより議事に入ります。

早速ですが、令和5年6月9日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長の濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年6月9日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

それでは、提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第2号及び議案第3号の2件が令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算議案となっています。

議案第4号から議案第8号までの5件が条例の制定及び一部改正議案となっています。

議案第9号から議案第11号までの3件が工事請負契約の締結議案、そして、報告議案として3件の合計13件を提出いたします。

まず、議案第2号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算(第2号)について説明のほうをさせていただきます。

お手元の補正予算等の概要のほうをお出しください。お開きください。

補正予算の規模ですが、過年度国庫支出金等返還金で2,038万6,000円を、生活困窮者自立支援事業で1,014万5,000円を、低所得世帯等支援給付金給付事業で7,428万6,000円を、商工業振興管理経費で4,300万円などを計上しまして、補正後の一般会計予算額は127億3,200万円となります。

特別会計におきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計で10万円を減額し、補正後の特別会計予算額は72億4,690万円となります。

それでは、補正予算の概要の主なものについて説明をさせていただきます。

5ページのほうをお開きください。

まず、上段の自主防災組織等支援事業では170万円を計上しております。宝くじの社会貢献広報事業におきまして高丘町内会の防災資機材購入の要望が採択されましたことから、必要な備品の整備に対して補助をする費用を補正いたします。

次に、下段の一般コミュニティ事業では980万円を計上しております。先ほどと同様に、宝くじの収益を基にした一般財団法人自治総合センターが行う事業の採択を受けましたことから、備品整備に対する費用について補正をするものでございます。対象の町内会につきましては、奥谷町内会、中之郷町内会、相差町内会、国崎町内会の4団体でございます。

次に、6ページをお願いします。

上段では、過年度国庫支出金等返還金で2,038万6,000円を計上しております。令和4年度の実績に基づきまして、国庫支出金の精算に伴う超過額の返還を行います。

下段のほうです。生活困窮者自立支援事業といたしまして1,014万5,000円を計上しております。物価高騰等の影響により生活困窮に関する支援ニーズが依然として続いていることから、地域での生活困窮者支援等を行う団体に対し、活動経費の一部を助成する費用のほうを補正いたします。また、民生委員児童委員協議会にタブレット端末を導入しまして、業務の効率化や連携体制の強化を図るモデル事業の推進に係る費用のほうを補正するものでございます。

次、7ページのほうをお願いします。

新規事業といたしまして、介護予防・地域支え合い事業（見守り支援サービス）では110万円を計上しております。コミュニケーションロボットを活用した高齢者の日常の様々な課題の早期発見や不安・孤独感の解消のための実証調査に係る費用のほうを補正いたします。

次に、下段でございます。新規事業といたしまして、低所得世帯等支援給付金給付事業として7,428万6,000円を計上しております。エネルギー・食料品等における物価高騰の影響を受けた低所得世帯等を支援するための給付金を支給するための費用を補正いたします。給付金は1世帯当たり3万円となっております。

次に、8ページをお願いします。

上段では、新規事業としまして、低所得のひとり親世帯への生活応援給付金給付事業として431万円を計上しております。県独自の支援といたしまして、先ほど同様に食料費等物価高騰の影響を受ける低所得のひとり親世帯に対しまして給付金を支給するものでございます。給付額は、低所得のひとり親世帯の児童1人当たり2万円となっております。

次に、下段のほうです。生活保護事務事業費で250万6,000円を計上しております。令和5年10月に行われます生活保護基準改定及び被保護者調査に関する調査項目の追加に伴いますシステム改修に係る費用を補正するものでございます。

次に、9ページの上段をお願いします。

商業活性化事業では4,300万円を計上しております。アフターコロナにおける市内経済の回復を支援するため、期間中に電子決済が利用された際のポイント還元率を割増し、ポイントを付与するキャンペーンを実

施するための費用を補正いたします。実施期間につきましては10月1日から10月31日までで、ポイント還元率は10%となっております。

次に、10ページのほうをご覧ください。10ページ下段のほうをご覧ください。

新規事業といたしまして、学校安全総合支援事業としまして105万8,000円を計上しております。防災に関する知識や実践力を学ぶため、市内の教育関係者を対象にしました講演会の実施や視察などを通して、防災リーダーとしての役割を果たすための教員養成のための費用を補正するものでございます。

次に、11ページから12ページにつきましてでございます。

これは、小・中学校と幼稚園におけます送迎用のバスにつきまして、利用する児童・生徒及び園児の安全管理を徹底するために、置き去り防止安全装置の購入費用を補正するものでございます。3つはそういう費用でございます。

そして、13ページのほうをご覧ください。

債務負担行為で、地方道路整備（交付金）事業で1,796万9,000円を計上しております。市道森崎村山線道路改良事業に伴います用地購入におきまして補償対象となっている建物の移転等に時間を要しまして、年度内での完了が見込めませんことから、用地購入費及び建物移転補償費の一部について債務負担行為を設定するものでございます。

予算の概要は以上でございます。

それでは、提出議案一覧表のほうにお戻りください。

1枚めくってもらいまして、議案第4号から説明させていただきます。

議案第4号、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてでございます。

特定環境保全公共下水道事業の特別会計における分担金及び使用料の時効成立による不納欠損処分につきまして、市長及び副市長として管理・監督責任を明らかにするため、特例条例を制定するものでございます。内容としましては、市長が10%減額の3か月、副市長が10%減額の一月ということで、期間は7月1日から9月30日まで市長、副市長は7月1日から7月31日までの1か月となっております。

次に、議案第5号でございます。鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の提出期限の特例について、適用期間を延長するための所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、適用期限が「令和5年3月31日」であったものを、1年間延ばしました「令和6年3月31日」に改めるものでございます。

議案第6号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

こちらのほうにつきましても、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、待機期間を加味した期日とするため所要の改正を行うものでございます。傷病手当金の支給に関する特例の期間につきまして、傷病手当金の支給開始となる日を、令和5年5月7日ではなく、待機期間を経た令和5年5月10日以降に支給開始となる日まで延長するという改正となっております。

次に、議案第7号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請の提出期限の特例について、適用期間を延長するために所要の改正を行うものでございます。これにつきましても適用期間の延長ということで、「令和5年3月31日」であったものを「令和6年3月31日」まで延長する改正となっております。

次に、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についてでございます。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、喫煙所等に表示する図記号による標識について、国際標準化機構及び日本産業規格に適合した標識とするというふうな内容の改めとなっております。

続きまして、議案第9号から議案第11号までにつきましては、工事請負契約の締結についてでございます。

ここの3件の議案につきましては、全て地方自治法に基づく議会の議決を求める議案となっております。

まず、第9号ですが、契約の目的として、鳥羽市役所庁舎空調設備改修工事でございます。契約の金額は1億5,119万5,000円で、契約の相手先は鳥羽二丁目、株式会社川木組でございます。

議案第10号の工事請負契約の締結につきましては、契約の目的として、鳥羽東中学校大規模改修工事で、令和5年分の契約でございます。契約の金額は1億6,306万4,000円となっております。契約の相手先としましては、大明西町の有限会社大進ハウジングでございます。

次に、議案第11号の工事請負契約の締結につきましては、契約の目的は鳥羽市営定期船建造工事でございます。契約の金額につきましては5億4,846万円でございます。契約の相手先は広島県尾道市のツネインクラフト&ファシリティーズ株式会社でございます。

続きまして、報告第1号から3号まででございます。

報告第1号につきましては、令和4年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算についてでございます。

報告第2号につきましては、令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算についてでございます。

報告第3号につきましては、令和4年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算についてでございます。

以上が議案の内容でございます。よろしくお願いたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから、6月会議日程（案）についてご説明いたします。

6月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、補正予算議案2件、条例議案5件、その他議案3件、報告案件3件の合計13件でございます。

一般質問につきましては、8名の議員から通告がございました。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いについては、6月9日に会議を開きます。議事に先立ちまして、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行います。

次に、議案第9号から議案第11号の3件につきまして、即日表決を行いたいことから、提案者の説明の後、議案に対する質疑を行い、行政常任委員会に付託いたします。

委員会終了後、議場にて行政常任委員長の報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、表決を行います。

次に、議案第2号から議案第8号の7件を一括議題とし、提案者の趣旨説明をいただき、続いて報告第1号から第3号についての報告を行っていただきます。

次に、発議第2号としまして、特別委員会の設置についてを上程し、議会改革推進特別委員会の設置を行いたいと考えております。

一般質問は、8名の通告がありましたので、6月15、16日の2日間で1日目4人、2日目4人の予定となっております。

また、15日の10時過ぎから市内全域の防災無線で緊急地震速報による行動訓練を行いますので、議会としましても一緒にやりたいと思っていますので、議長の暫時休憩の下、机の下に身を隠す程度で行動をお願いしたいと思います。所要時間二、三分で終わると思います。

続きまして、6月20日に議案に対する質疑を行い、各常任委員会へ付託を行います。

常任委員会の日程につきましては、6月21日に行政常任委員会、6月22日に予算決算常任委員会を開催し、ご審議をいただきます。

6月28日の会議におきましては、会議録署名議員の指名の後、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論の後、表決を行います。

この後の項目につきましては、後ほど追加議案にて説明させていただきます。

また、6月9日に即日表決を行う予定の議案第9号から11号の質疑の締切りにつきましては、6月7日水曜日の正午とさせていただきます、他の議案に関する質疑の締切りは6月16日金曜日の正午とさせていただきますと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 予算書の中のいろいろな説明部分の書類というのは、提出書類はないんですか。内容。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 各予算内容にする説明につきましては、一応、締切りも設けさせてもらってしまして、3日前までに提出資料があれば出してもらうようになっていますので、それは各課に指示していますので、あれば出てくると思います。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 予算やで、出てきて当たり前やわな。これもつけるわけやで。

○坂倉広子委員長 マイクお願いします。

○尾崎 幹委員 やっぱり予算つけて物をつくるいうわけやで、その内容を新しい、その前の議会で提出されと

る部分があるのかなと思ったものでね。私、新人はやっぱりそれを見てへん部分がようけあるんじゃないかなと。あるんならば、ここでやっぱり本来出していただかないかんのかなと。それは何かというと……

○坂倉広子委員長 総務課長、ちょっとご説明。

○尾崎 幹委員 締結について的那样け予算案が今回出ていますやんか。設計図とかそんなが全然僕らのところには届いていないから。

(「届けてもらうんと違うて、取りに行かなあかんのちゃうの、自分が」の声あり)

○尾崎 幹委員 何を言うとなや。説明さこの中の、もしくはこの道路一つでも、何ぼ以下になっていますやんか。この人、川木さん、1億5,100万円。この内容についてはどこに載っとんの。

○坂倉広子委員長 よろしいですか。

総務課長。

○濱口総務課長 今回の議運は契約議案の内容ですので、契約の内容はもう当初予算の中で全部説明をしとるので、この契約に対する議案に対する細かな説明の資料というのは定期船ぐらいが多分考えられるぐらいで、あとの事業はしていないと思います。

○坂倉広子委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そしたら、定期船の船の内容、図面とか、そういうものは今後出してくるわけ。本来、ここで出してこないかんの違うた。

(「議運では出していないですね」の声あり)

○尾崎 幹委員 出していない。ほな、僕らはどこで見るの。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 全て予算委員会の審議になりますので、そちらの中でもし必要があれば担当課が出してくる話になりますので。ここはあくまでも議運の……

○尾崎 幹委員 ほな、要請しとくわ、全部。要請しときます。

○坂倉広子委員長 尾崎委員、要請とおっしゃいますと、ここでは議運での説明になりますので、少し違うのではないかなと思いますので、ちょっと……よろしいですか。

総務課長。

○濱口総務課長 当初の審議の部分については、当初予算の中で全部資料等が出ていると思いますので、それをちょっと議会のほうとか、またいろんな意味で出していただくというのが形かなというふうに私も思っていますんで、あえて求められるんであれば、もう直接その担当課のほうへ出した資料をということで言うていただくほうがいいのかなというふうに思いますので。

○尾崎 幹委員 はい、分かった、はい、了解。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ほかにないようですので、お諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。



(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をいたさせます。

○岩井事務局長 先ほどの提出議案一覧表の中央から下のところをご覧ください。

6月28日水曜日、表決後、人事案件としまして、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、議案第12号の1件を追加上程し、提案者の趣旨説明をいただき、議案に対する質疑の後、表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、6月20日の質疑終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきますので、ご理解のほどよろしく願います。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これもちまして、議会運営委員会を散会いたします。

(午前10時24分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年6月6日

議会運営委員長      坂   倉   広   子